

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画
の数値目標及びサービス見込値（全国集計）
について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

施設入所者の地域生活への移行

基本指針に定める数値目標

令和元年度末時点の施設入所者数の6パーセント以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6パーセント以上削減することを基本とする。
(当該目標値の設定に当たり、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと思込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。)

都道府県	R1年度末時点 の入所者数(A) (人)	R5年度末の入 所者数(B) (人)	削減見込(A-B) (C) (人)	【目標値】 増減率 (C)/(A) (%)	地域生活移行者 数(D) (人)	【目標値】 地域生活移行率 (D)/(A) (%)
1: 北海道	9,558	9,143	415	4.3	234	2.4
2: 青森県	2,412	2,358	54	2.2	189	7.8
3: 岩手県	2,103	2,069	34	1.6	127	6.0
4: 宮城県	1,817	未設定	未設定	未設定	113	6.2
5: 秋田県	2,416	2,377	39	1.6	75	3.1
6: 山形県	1,518	1,407	111	7.3	92	6.1
7: 福島県	2,007	1,975	32	1.6	120	6.0
8: 茨城県	3,872	3,640	232	6.0	232	6.0
9: 栃木県	2,184	2,184	0	0.0	32	1.5
10: 群馬県	2,453	2,397	56	2.3	98	4.0
11: 埼玉県	5,359	5,026	333	6.2	399	7.4
12: 千葉県	4,449	4,395	54	1.2	64	1.4
13: 東京都	7,398	7,344	54	0.7	450	6.1
14: 神奈川県						
15: 新潟県	2,501	2,501	0	0.0	96	3.8
16: 富山県	1,333	1,297	36	2.7	71	5.3
17: 石川県	1,596	1,570	26	1.6	96	6.0
18: 福井県	1,298	1,266	32	2.5	59	4.5
19: 山梨県	1,106	1,067	39	3.5	84	7.6
20: 長野県	2,256	2,110	146	6.5	220	9.8
21: 岐阜県	2,227	2,227	0	0.0	78	3.5
22: 静岡県	3,401	3,336	65	1.9	206	6.1
23: 愛知県	3,806	3,745	61	1.6	142	3.7
24: 三重県	1,673	1,624	49	2.9	111	6.6
25: 滋賀県	989	999	(10)	(1.0)	49	5.0
26: 京都府	2,373	未設定	未設定	未設定	150	6.3
27: 大阪府	4,767	4,661	106	2.2	328	6.9
28: 兵庫県	5,301	5,209	92	1.7	312	5.9
29: 奈良県	未設定	未設定	未設定	未設定	220	未設定
30: 和歌山県	1,239	未設定	未設定	未設定	35	2.8
31: 鳥取県	968	909	59	6.1	59	6.1
32: 島根県	1,280	1,249	31	2.4	70	5.5
33: 岡山県	2,183	2,148	35	1.6	131	6.0
34: 広島県	3,022	2,979	43	1.4	144	4.8
35: 山口県	2,171	2,131	40	1.8	41	1.9
36: 徳島県	1,496	1,472	24	1.6	90	6.0
37: 香川県	1,027	1,010	17	1.7	61	5.9
38: 愛媛県	2,009	1,971	38	1.9	88	4.4
39: 高知県	1,257	1,274	(17)	(1.4)	39	3.1
40: 福岡県	6,586	6,480	106	1.6	396	6.0
41: 佐賀県	1,320	1,291	29	2.2	90	6.8
42: 長崎県	2,332	2,294	38	1.6	140	6.0
43: 熊本県	2,872	2,826	46	1.6	173	6.0
44: 大分県	1,902	1,871	31	1.6	115	6.0
45: 宮崎県	1,634	1,608	26	1.6	98	6.0
46: 鹿児島県	3,395	3,340	55	1.6	204	6.0
47: 沖縄県	2,272	2,212	60	2.6	86	3.8
総計/平均	121,138	112,992	2,717	2.3	6,507	5.2

A欄のうち、C欄及びC/A欄の算出に使用する総計

115,709

D欄のうち、D/A欄の算出に使用する総計

6,287

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

基本指針に定める数値目標等

1 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があることから、当該整備状況の評価する指標として、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均に関する令和5年度における目標値を設定する。

当該目標値の設定に当たっては、精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。

2 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)

地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。

3 精神病床における早期退院率(入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点)

地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率に関する令和5年度における目標値を設定する。

目標値の設定に当たっては、入院後3か月時点の退院率については69パーセント以上とし、入院後6か月時点の退院率については86パーセント以上とし、入院後1年時点の退院率については92パーセント以上とすることを基本とする。

都道府県	退院後1年以内の地域における生活日数の平均	1年以上長期入院患者数 65歳以上	1年以上長期入院患者数 65歳未満	入院後3か月時点の退院率		入院後6か月時点の退院率		入院後1年時点の退院率	
	【目標値】 R5年度 (日)	【目標値】 R5年度 (人)	【目標値】 R5年度 (人)	直近の実績 (%)	【目標値】 R5年度 (%)	直近の実績 (%)	【目標値】 R5年度 (%)	直近の実績 (%)	【目標値】 R5年度 (%)
1: 北海道	316	6,430	3,140	61.4	69	78.1	86	85.8	92
2: 青森県	316	973	459	62	69	80	86	89	92
3: 岩手県	316	1,012	910	66	69	79	86	88	92
4: 宮城県	316	1,767	739	59	69	77	86	86	92
5: 秋田県	316	1,030	442	62.2	69	81.9	86	89	92
6: 山形県	316	939	479	64	69	83	86	92	92
7: 福島県	316	2,590		62.0	69	81.0	86	89.0	92
8: 茨城県	317	1,368	1,290	66.3	69	80.9	86	87.4	92
9: 栃木県	316	1,463	959	68	69	79	86	87	92
10: 群馬県	316	1,340	915	61	69	78	86	85	92
11: 埼玉県	316	3,688	2,067	62.2	69	81.1	86	88.12	92
12: 千葉県	316	2,687	1,972	70	70	83	86	89	92
13: 東京都	324	6,610	3,651	70.1	71	85.9	86	92.7	93
14: 神奈川県									
15: 新潟県	316	1,878	993	60	69	80.1	86	89.7	92
16: 富山県	316	771	552	61	69	73	86	80	92
17: 石川県	316	1,035	425	64	69	81	86	88	92
18: 福井県	316	542	308	67	69	87	86	92	90
19: 山梨県	316	533	330	65	72	83	86	92	93
20: 長野県	316	1,097	673	69	69	84	86	90	92
21: 岐阜県	316	959	803	68.8	69	83.7	86	89.6	92
22: 静岡県	316	1,655	1,128	65.4	69	84.6	86	91.9	92
23: 愛知県	316	2,349	2,549	64.2	69	80.9	86	88	92
24: 三重県	316	1,001	832	70.4	69	80.6	86	84.3	92
25: 滋賀県	316	749	292	72	73	88	89	93	94
26: 京都府	316	2,440		69.1	69.1	88.4	88.4	93.1	93.1
27: 大阪府	316	8,688		63.4	69	82.1	86	89.8	92
28: 兵庫県	316	3,125	2,074	62.5	69	82.8	86	89.9	92
29: 奈良県	未設定	674	303	56	69	80	84	89.5	92
30: 和歌山県	316	533	398	60.5	69	84.2	86	88.7	92
31: 鳥取県	316	520	223	61.7	69	76	86	87	92
32: 島根県	316	435	320	70.3	71	84.9	86	88.7	92
33: 岡山県	316	1,390	567	64	69	79	86	87	92
34: 広島県	316	2,766	1,649	63.5	69	75.3	86	84.6	92
35: 山口県	316	2,036	819	48.6	56	69.6	74	78.7	85
36: 徳島県	316	906	646	69	69	83	86	88	92
37: 香川県	316	831	520	62	69	79	86	84	92
38: 愛媛県	316	1,170	638	62.8	69	81.6	86	88.8	92
39: 高知県	316	1,183	357	64	71	83	88	91	94
40: 福岡県	316	9,489		59	69	77	86	86	92
41: 佐賀県	311	2,298		61	69	79	86	86	92
42: 長崎県	316	2,399	1,018	59	69	82	86	89	92
43: 熊本県	316	2,579	920	54.8	69	80.5	86	88.2	92
44: 大分県	316	1,852	710	59.1	69	76.8	86	83.8	92
45: 宮崎県	316	1,824	619	60.6	69	75.4	86	82.3	92
46: 鹿児島県	316	2,959	1,364	53	69	73	86	83	92
47: 沖縄県	316	1,718	1,300	65.0	69	83	86	92.0	92
総計/平均	316.1	96,281	40,353	63.3	69.0	80.6	85.9	87.9	92.0

※「以上」「以下」等の記載があるものについては、「総計/平均」を出す上で便宜的に、記載された数字を使用(316日以上の場合、316日)

地域生活支援拠点等の整備

基本指針に定める数値目標

地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。)について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

都道府県	【目標値】 R5年度末 地域生活支 援拠点等 (箇所)	(参考)内訳				【目標値】 R3年度		【目標値】 R4年度		【目標値】 R5年度	
		県 (箇所)	市町村 (箇所)	圏域 (箇所)	その他 (箇所)	検証及び検討 を行う市町村 数	検証及び 検討の回 数	検証及び検討 を行う市町村 数	検証及び 検討の回 数	検証及び検討 を行う市町村 数	検証及び 検討の回 数
1: 北海道	21		57	76		81	98	82	104	93	115
2: 青森県	6	1	6	6		4	4	4	4	6	6
3: 岩手県	18		10	8		7	7	11	11	33	29
4: 宮城県	7			7		34	77	34	77	34	78
5: 秋田県	8			8		6	6	12	12	25	25
6: 山形県	35		35			35	35	35	35	35	35
7: 福島県	未設定	内訳未設定				未設定	未設定	未設定	未設定	未設定	未設定
8: 茨城県	27		27			22	38	23	41	27	49
9: 栃木県	25		25			25	未設定	25	未設定	25	未設定
10: 群馬県	16		11	5		35	33	35	33	35	34
11: 埼玉県	67		37	30		52	56	54	63	67	75
12: 千葉県	54	内訳未設定				54	54	54	54	54	54
13: 東京都	62		62			36	59	38	60	62	89
14: 神奈川県											
15: 新潟県	75		70		5	26	50	27	51	30	54
16: 富山県	7		4	2	1	13	6	14	7	15	7
17: 石川県	19		19			16	32	17	33	18	34
18: 福井県	17		12	5		12	21	14	23	17	23
19: 山梨県	10		5	2	3	27	120	27	121	27	121
20: 長野県	13			9	4	74	41	74	41	75	43
21: 岐阜県	5			5		35	60	36	61	40	66
22: 静岡県	22		17	5		35	127	35	127	35	127
23: 愛知県	54				54	未設定	未設定	未設定	未設定	54	54
24: 三重県	9			9		25	31	26	32	29	35
25: 滋賀県	17		10	7		10	44	10	44	11	45
26: 京都府	18		14	4		16	18	16	18	22	24
27: 大阪府	34		29	5		38	45	41	48	43	50
28: 兵庫県	47		46	1		30	40	31	41	40	50
29: 奈良県	22		19	3		未設定	未設定	未設定	未設定	未設定	未設定
30: 和歌山県	8			8		30	30	30	30	30	30
31: 鳥取県	19		19			19	25	19	25	19	25
32: 島根県	17		17			17	24	17	26	17	26
33: 岡山県	16		13	3		20	35	21	38	26	45
34: 広島県	32		32			20	33	22	35	23	36
35: 山口県	15		14	1		17	25	17	28	19	30
36: 徳島県	3			3		1	1	2	2	3	3
37: 香川県	7		1	6		17	127	17	127	17	127
38: 愛媛県	19		18	1		11	26	12	28	17	47
39: 高知県	27		25		2	13	6	13	6	34	27
40: 福岡県	27		16	5	6	60	60	60	60	60	60
41: 佐賀県	5			5		5	5	5	5	5	5
42: 長崎県	10			10		21	24	21	24	21	24
43: 熊本県	24		17	7		35	44	45	54	45	54
44: 大分県	17		16	1		18	18	18	18	18	18
45: 宮崎県	26		26			17	29	21	31	26	37
46: 鹿児島県	26		19		7	36	37	37	39	43	46
47: 沖縄県	41		21	20		24	37	28	41	41	56
計	1,173	1	769	267	82	1,129	1,688	1,180	1,758	1,416	2,018

※「以上」と記載があるものについては、「計」を出す上で便宜的に記載された数字を使用

福祉施設から一般就労への移行等

基本指針に定める数値目標等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

具体的には、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。また、就労継続支援については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。

また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。以下同じ。)に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

なお、一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

都道府県	R1年度の一般就労移行者数(A)	R5年度の一般就労移行者数(B)	【目標値】一般就労移行比率(B)/(A)	R1年度の就労移行支援事業における一般就労移行者数(C)	R5年度の就労移行支援事業における一般就労移行者数(D)	【目標値】就労移行支援事業における一般就労移行比率(D)/(C)	R1年度の就労継続支援A型事業における一般就労移行者数(E)	R5年度の就労継続支援A型事業における一般就労移行者数(F)	【目標値】就労継続支援A型事業における一般就労移行比率(F)/(E)	R1年度の就労継続支援B型事業における一般就労移行者数(G)	R5年度の就労継続支援B型事業における一般就労移行者数(H)	【目標値】就労継続支援B型事業における一般就労移行比率(H)/(G)	【目標値】R5年度就労定着支援事業を利用して一般就労した利用者の割合	【目標値】R5年度就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合
	(人)	(人)	(倍)	(人)	(人)	(倍)	(人)	(人)	(倍)	(人)	(人)	(倍)	(%)	(%)
1: 北海道	1,113	1,414	1.27	646	840	1.30	181	229	1.27	262	323	1.23	70.0	70.0
2: 青森県	130	166	1.28	54	71	1.31	44	56	1.27	29	36	1.24	70.0	70.0
3: 岩手県	129	164	1.27	59	77	1.31	18	23	1.28	43	53	1.23	70.0	70.0
4: 宮城県	412	527	1.28	349	454	1.30	23	29	1.26	36	44	1.22	70.0	70.0
5: 秋田県	80	102	1.28	17	23	1.35	11	14	1.27	52	64	1.23	70.0	70.0
6: 山形県	143	182	1.27	59	77	1.31	30	38	1.27	54	67	1.24	70.0	70.0
7: 福島県	146	187	1.28	83	108	1.30	14	18	1.29	49	61	1.24	70.0	70.0
8: 茨城県	623	791	1.27	195	254	1.30	90	113	1.26	270	332	1.23	70.0	85.0
9: 栃木県	200	254	1.27	90	117	1.30	78	98	1.26	32	39	1.22	70.0	70.0
10: 群馬県	173	219	1.27	113	153	1.35	22	25	1.14	35	40	1.14	70.0	70.0
11: 埼玉県	1,272	1,615	1.27	858	1,115	1.30	161	202	1.25	253	311	1.23	70.0	70.0
12: 千葉県	1,046	1,329	1.27	797	1,037	1.30	114	144	1.26	102	126	1.24	70.0	70.0
13: 東京都	2,520	3,200	1.27	2,015	2,700	1.34	73	100	1.37	283	350	1.24	70.0	70.0
14: 神奈川県														
15: 新潟県	314	415	1.32	195	238	1.22	38	60	1.58	75	101	1.35	61.2	76.8
16: 富山県	134	170	1.27	57	70	1.23	47	61	1.30	24	35	1.46	70.0	70.0
17: 石川県	156	199	1.28	77	101	1.31	44	56	1.27	29	36	1.24	70.0	70.0
18: 福井県	150	196	1.31	59	71	1.20	42	57	1.36	28	34	1.21	89.5	100.0
19: 山梨県	78	152	1.95	29	54	1.86	23	47	2.04	25	51	2.04	70.0	70.0
20: 長野県	265	421	1.59	134	203	1.51	26	66	2.54	93	131	1.41	63.0	80.0
21: 岐阜県	230	293	1.27	108	141	1.31	86	109	1.27	32	40	1.25	70.0	70.0
22: 静岡県	492	724	1.47	319	476	1.49	76	121	1.59	94	124	1.32	70.0	81.2
23: 愛知県	1,367	1,736	1.27	976	1,269	1.30	169	213	1.26	126	155	1.23	70.0	70.0
24: 三重県	179	253	1.41	71	107	1.51	62	86	1.39	43	64	1.49	70.0	79.4
25: 滋賀県	169	215	1.27	79	103	1.30	26	33	1.27	51	63	1.24	70.0	70.0
26: 京都府	378	480	1.27	未設定	未設定	未設定	未設定	未設定	未設定	未設定	未設定	未設定	70.0	70.0
27: 大阪府	2,140	2,826	1.32	1,342	1,910	1.42	361	508	1.41	210	286	1.36	70.0	70.0
28: 兵庫県	816	1,028	1.26	494	624	1.26	120	162	1.35	196	240	1.22	70.0	80.0
29: 奈良県	55	333	6.05	12	92	7.67	7	71	10.14	23	120	5.22	92.3	75.0
30: 和歌山県	99	126	1.27	40	52	1.30	24	31	1.29	31	39	1.26	70.0	100.0
31: 鳥取県	72	92	1.28	14	19	1.36	7	9	1.29	51	64	1.25	70.0	70.0
32: 島根県	101	146	1.45	36	54	1.50	10	21	2.10	53	70	1.32	61.0	75.0
33: 岡山県	350	445	1.27	161	210	1.30	116	147	1.27	51	63	1.24	70.0	70.0
34: 広島県	459	591	1.29	234	310	1.32	78	106	1.36	101	127	1.26	72.0	77.8
35: 山口県	161	226	1.40	82	125	1.52	23	36	1.57	49	64	1.31	70.0	70.0
36: 徳島県	75	96	1.28	42	55	1.31	20	26	1.30	12	15	1.25	70.0	70.0
37: 香川県	67	90	1.34	45	60	1.33	9	12	1.33	13	18	1.38	70.0	75.0
38: 愛媛県	184	234	1.27	64	83	1.30	60	76	1.27	55	68	1.24	70.0	70.0
39: 高知県	74	100	1.35	36	50	1.39	13	17	1.31	25	33	1.32	50.0	70.0
40: 福岡県	1,027	1,305	1.27	726	944	1.30	173	218	1.26	100	123	1.23	70.0	70.0
41: 佐賀県	136	173	1.27	55	72	1.31	31	40	1.29	35	44	1.26	70.0	70.0
42: 長崎県	193	282	1.46	67	87	1.30	39	49	1.26	74	91	1.23	70.0	80.0
43: 熊本県	279	355	1.27	140	182	1.30	112	141	1.26	25	31	1.24	70.0	70.0
44: 大分県	159	202	1.27	60	78	1.30	37	47	1.27	50	62	1.24	未設定	70.0
45: 宮崎県	214	272	1.27	92	120	1.30	57	72	1.26	49	61	1.24	90.0	70.0
46: 鹿児島県	215	274	1.27	64	84	1.31	65	82	1.26	85	105	1.24	50.0	70.0
47: 沖縄県	275	352	1.28	127	165	1.30	83	106	1.28	58	74	1.28	70.0	70.0
計	19,050	24,952	1.31	11,372	15,235	1.34	2,943	3,975	1.35	3,466	4,478	1.29	70.0	73.4

障害児支援の提供体制の整備等①

基本指針に定める数値目標

1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

また、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

2 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。

都道府県	【目標値】 R5年度末	(参考)内訳			【目標値】 R5年度末	(参考)内訳			【目標値】 R5年度末	(A)で×の 場合 現時点での 予定 (B)
	児童発達支援センター (市町村等数)	市町村	圏域	その他	保育所等訪問支援 (市町村等数)	市町村	圏域	その他	難聴児支援体制 (A)	
		(市町村数)	(圏域数)	(数)		(市町村数)	(圏域数)	(数)		
1: 北海道	21		21		21		21		未設定	○
2: 青森県	40	40			40	40			○	
3: 岩手県	14	5	9		31	22	9		○	
4: 宮城県	35	35			35	35			○	
5: 秋田県	8		8		8		8		○	
6: 山形県	35	35			35	35			○	
7: 福島県	10		2	8	12		2	10	○	
8: 茨城県	36	19	6	11	39	24	6	9	○	
9: 栃木県	25	25			25	25			○	
10: 群馬県	10		10		10		10		○	
11: 埼玉県	63	45	18		63	46	17		○	
12: 千葉県	34	29	5		34	29	5		○	
13: 東京都	62	62			62	62			○	
14: 神奈川県										
15: 新潟県	17	11		6	18	14		4	○	
16: 富山県	5	1	3	1	9	6	3		○	
17: 石川県	4		4		19	19			○	
18: 福井県	17	10	7		17	14	3		○	
19: 山梨県	11	5	2	4	13	8	1	4	○	
20: 長野県	10		10		10		10		○	
21: 岐阜県	5		5		42	42			未設定	○
22: 静岡県	22	22			34	34			○	
23: 愛知県	54			54	54			54	○	
24: 三重県	9		9		9		9		未設定	○
25: 滋賀県	15	14		1	16	15		1	未設定	×
26: 京都府	23	9	14		26	13	13		○	
27: 大阪府	35	31	4		36	33	3		○	
28: 兵庫県	41	41			41	41			○	
29: 奈良県	未設定		未設定		未設定		未設定		○	
30: 和歌山県	8		8		8		8		○	
31: 鳥取県	7	4	3		8	4	3		○	
32: 島根県	11	11			13	13			○	
33: 岡山県	16	13	3		19	15	3	1	○	
34: 広島県	23	15	8		23	23			○	
35: 山口県	10	5	5		11	6	5		○	
36: 徳島県	24	24			24	24			未設定	○
37: 香川県	12	12			12	12			○	
38: 愛媛県	16	15	1		16	14	2		未設定	×
39: 高知県	5		5	12	34	34			○	
40: 福岡県	60		未設定		60		未設定		未設定	○
41: 佐賀県	5		5		20	20			○	
42: 長崎県	21	21			17	17			未設定	○
43: 熊本県	14	6	8		18	10	8		○	
44: 大分県	未設定		未設定		未設定		未設定		○	
45: 宮崎県	26	8		18	26	12		14	未設定	○
46: 鹿児島県	33	24		9	36	26		10	○	
47: 沖縄県	41	18	23		30	30			○	
計	993	615	206	124	1,134	817	149	107	37	7

障害児支援の提供体制の整備等②

基本指針に定める数値目標等

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業所をいう。）及び放課後等デイサービス事業所（同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所をいう。）を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

都道府県	【目標値】 R5年度末 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（市町村等数）	（参考）内訳			【目標値】 R5年度末 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所（市町村等数）	（参考）内訳		
		市町村	圏域	その他		市町村	圏域	その他
		（市町村数）	（圏域数）	（数）		（市町村数）	（圏域数）	（数）
1: 北海道	21		21		21		21	
2: 青森県	40	40			40	40		
3: 岩手県	16	7	6	3	16	7	6	3
4: 宮城県	35	35			35	35		
5: 秋田県	8		8		8		8	
6: 山形県	35	35			35	35		
7: 福島県	7		3	4	7		3	4
8: 茨城県	35	15	11	9	36	16	10	10
9: 栃木県	25	25			25	25		
10: 群馬県	10		10		10		10	
11: 埼玉県	63	46	17		63	47	16	
12: 千葉県	24	17	7		24	17	7	
13: 東京都	62	62			62	62		
14: 神奈川県								
15: 新潟県	17	12		5	18	13		5
16: 富山県	6	2	3	1	7	3	3	1
17: 石川県	4		4		4		4	
18: 福井県	17	12	5		17	9	8	
19: 山梨県	11	3	2	6	11	4	2	5
20: 長野県	10		10		10		10	
21: 岐阜県	5		5		5		5	
22: 静岡県	22	22			20	20		
23: 愛知県	54			54	54			54
24: 三重県	9		9		9		9	
25: 滋賀県	12	7	4	1	15	9	5	1
26: 京都府	23	9	14		23	10	13	
27: 大阪府	43	40	3		43	40	3	
28: 兵庫県	41	41			41	41		
29: 奈良県	未設定		未設定		未設定		未設定	
30: 和歌山県	8		8		8		8	
31: 鳥取県	7	4	3		7	4	3	
32: 島根県	12	12			12	12		
33: 岡山県	18	13	3	2	20	14	4	2
34: 広島県	23	11	12		23	11	12	
35: 山口県	7	1	6		8	2	6	
36: 徳島県	24	24			24	24		
37: 香川県	8	8			10	10		
38: 愛媛県	16	15	1		18	17	1	
39: 高知県	5		5	9	5		5	11
40: 福岡県	60		未設定		60		未設定	
41: 佐賀県	5		5		5		5	
42: 長崎県	21	21			21	21		
43: 熊本県	14	6	8		14	6	8	
44: 大分県	未設定		未設定		未設定		未設定	
45: 宮崎県	26	6		20	26	6		20
46: 鹿児島県	32	21		11	33	21		12
47: 沖縄県	41	17	24		41	17	24	
計	982	589	217	125	994	598	219	128

障害児支援の提供体制の整備等③

基本指針に定める数値目標等

4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

都道府県	【目標値】 R5年度末 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場 (都道府県等数)	(参考)内訳				【目標値】 R5年度末 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置 (都道府県等数)	(参考)内訳			
		都道府県	市町村	圏域	その他		都道府県	市町村	圏域	その他
		(都道府県数)	(市町村数)	(圏域数)	(数)		(都道府県数)	(市町村数)	(圏域数)	(数)
1: 北海道	104	1	82	21		82		82		
2: 青森県	41	1	40			41	1	40		
3: 岩手県	15	1	6	8		14	1	7	6	
4: 宮城県	36	1	35			36	1	35		
5: 秋田県	9	1		8		9	1		8	
6: 山形県	35		35			36	1	35		
7: 福島県	28	1	19		8	41			1	40
8: 茨城県	39	1	24	7	7	37	1	18	9	9
9: 栃木県	32	1	25	6		26	1	25		
10: 群馬県	36	1	35			51	51			
11: 埼玉県	64	1	28	35		64	1	63		
12: 千葉県	35	1	29	5		35	1	29	5	
13: 東京都	63	1	62			63	1	62		
14: 神奈川県										
15: 新潟県	31	1	25		5	21		13		8
16: 富山県	8	1	4	2	1	9	1	5	2	1
17: 石川県	20	1	19			20	1	19		
18: 福井県	18	1	12	5		18	1	17		
19: 山梨県	9	1	3	3	2	19	1	13	1	4
20: 長野県	11	1		10		19	2		17	
21: 岐阜県	43	1	42			43	1	42		
22: 静岡県	37	1	28	8		32		25	7	
23: 愛知県	66	1	54	11		55	1			54
24: 三重県	4				4	60		40	20	
25: 滋賀県	10	1	4	5		10	1	4	5	
26: 京都府	26	1	9	16		27	1	20	6	
27: 大阪府	44	1	43			44	1	43		
28: 兵庫県	42	1	41			42	1	41		
29: 奈良県	1	1				50				50
30: 和歌山県	9	1		8		9	1		8	
31: 鳥取県	5	1	1	3		19		19		
32: 島根県	24	1	16	7		18		11	7	
33: 岡山県	17	1	11	4	1	27	1	26		
34: 広島県	24	1	16	7		24	1	22	1	
35: 山口県	20	1	19			20	1	19		
36: 徳島県	25	1	24			25	1	24		
37: 香川県	3	1		2		18	1	17		
38: 愛媛県	20	1	17	2		20	1	17	2	
39: 高知県	4	1	1		2	対象児童が居住する市町村全て				
40: 福岡県	61					61				
41: 佐賀県	6	1		5		6	1		5	
42: 長崎県	11	1		10		11	1		10	
43: 熊本県	18	1	11	6		27	1	22	4	
44: 大分県	19	1	18			18		18		
45: 宮崎県	11	1	5	5		27	1	26		
46: 鹿児島県	33	1	20		12	31	1	22		8
47: 沖縄県	42	1	37	4		30		30		
計	1,259	43	900	213	42	1,395	85	951	124	174

相談支援体制の充実・強化等

基本指針に定める数値目標

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

都道府県	【目標値】 R5年度末 (市町村数)	【目標値】 R5年度末 (圏域数)
1: 北海道	53	40
2: 青森県	29	6
3: 岩手県	8	24
4: 宮城県	35	0
5: 秋田県	0	8
6: 山形県	35	0
7: 福島県	未設定	未設定
8: 茨城県	34	6
9: 栃木県	25	6
10: 群馬県	11	5
11: 埼玉県	15	7
12: 千葉県	32	5
13: 東京都	62	0
14: 神奈川県		
15: 新潟県	28	0
16: 富山県	4	2
17: 石川県	19	0
18: 福井県	17	4
19: 山梨県	13	1
20: 長野県	0	10
21: 岐阜県	42	0
22: 静岡県	35	0
23: 愛知県	各市町村又は各圏域において体制を確保	
24: 三重県	未設定	未設定
25: 滋賀県	10	5
26: 京都府	20	6
27: 大阪府	43	0
28: 兵庫県	41	0
29: 奈良県	39	4
30: 和歌山県	30	0
31: 鳥取県	19	0
32: 島根県	19	0
33: 岡山県	27	0
34: 広島県	23	0
35: 山口県	12	7
36: 徳島県	18	0
37: 香川県	17	0
38: 愛媛県	20	0
39: 高知県	26	0
40: 福岡県	未設定	未設定
41: 佐賀県	0	5
42: 長崎県	0	10
43: 熊本県	9	7
44: 大分県	未設定	未設定
45: 宮崎県	26	0
46: 鹿児島県	43	0
47: 沖縄県	31	0
計	970	168

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

基本指針に定める数値目標

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

都道府県	【目標値】 R5年度末 (都道府県等数)	(参考)内訳	
		都道府県 (都道府県数)	市町村 (市町村数)
1: 北海道	1	1	56
2: 青森県	31	1	30
3: 岩手県	33	1	32
4: 宮城県	36	1	35
5: 秋田県	26	1	25
6: 山形県	36	1	35
7: 福島県	未設定	未設定	未設定
8: 茨城県	39	1	38
9: 栃木県	26	1	25
10: 群馬県	36	1	35
11: 埼玉県	55	1	54
12: 千葉県	53	1	52
13: 東京都	63	1	62
14: 神奈川県			
15: 新潟県	31	1	30
16: 富山県	16	1	15
17: 石川県	20	1	19
18: 福井県	18	1	17
19: 山梨県	28	1	27
20: 長野県	78	1	77
21: 岐阜県	43	1	42
22: 静岡県	36	1	35
23: 愛知県	55	1	54
24: 三重県	29	1	28
25: 滋賀県	18	1	17
26: 京都府	23	未設定	23
27: 大阪府	44	1	43
28: 兵庫県	42	1	41
29: 奈良県	38	1	37
30: 和歌山県	31	1	30
31: 鳥取県	20	1	19
32: 島根県	20	1	19
33: 岡山県	28	1	27
34: 広島県	24	1	23
35: 山口県	20	1	19
36: 徳島県	1	1	0
37: 香川県	18	1	17
38: 愛媛県	21	1	20
39: 高知県	26	1	25
40: 福岡県	61	1	60
41: 佐賀県	21	1	20
42: 長崎県	12	1	11
43: 熊本県	46	1	45
44: 大分県	19	1	18
45: 宮崎県	27	1	26
46: 鹿児島県	40	1	39
47: 沖縄県	41	未設定	41
計	1,430	43	1,443

第6期障害福祉計画等 サービス見込量集計

※令和3年度に計画作成予定の神奈川県を除く

○訪問系サービス

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援 護、行動援護、重度障害者等包括支 援	6,929,650 時間 243,322 人	7,224,289 時間 252,488 人	7,538,714 時間 262,230 人

○日中活動系サービス

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	5,525,334 人日分	5,539,815 人日分	5,757,424 人日分
	285,794 人	292,717 人	299,212 人
自立訓練（機能訓練）（※）	60,066 人日分	64,296 人日分	69,323 人日分
	4,551 人	4,885 人	5,235 人
自立訓練（生活訓練）（※）	236,723 人日分	249,594 人日分	263,037 人日分
	15,530 人	16,428 人	17,345 人
就労移行支援	595,047 人日分	632,593 人日分	670,317 人日分
	37,418 人	39,755 人	42,186 人
就労継続支援（A型）	1,488,864 人日分	1,554,730 人日分	1,625,512 人日分
	77,806 人	81,474 人	85,418 人
就労継続支援（B型）	4,854,587 人日分	5,066,860 人日分	5,286,103 人日分
	285,022 人	298,339 人	312,154 人
就労定着支援	15,475 人	18,708 人	22,625 人
療養介護	20,515 人	20,764 人	21,021 人
短期入所（福祉型、医療型）	385,523 人日分	404,449 人日分	423,852 人日分
	62,387 人	65,923 人	69,430 人

（※）一部自治体の数値は、機能訓練と生活訓練との和

○居住系サービス

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	2,582 人	3,016 人	3,556 人
共同生活援助	136,390 人	144,512 人	152,985 人
施設入所支援	122,297 人	121,752 人	120,763 人

○相談支援

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	351,761 人	372,769 人	394,928 人
地域移行支援	2,582 人	3,040 人	3,607 人
地域定着支援	5,806 人	6,589 人	7,488 人

○福祉施設から一般就労への移行等

事項	令和5年度
(1) 就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数	23,498 人
(2) 障害者に対する職業訓練の受講者数	3,001 人
(3) 福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	30,618 人
(4) 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	7,604 人
(5) 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数	14,862 人

○障害児通所支援

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	1,020,130 人日分	1,095,790 人日分	1,175,388 人日分
	130,022 人	139,101 人	148,818 人
医療型児童発達支援	17,566 人日分	18,450 人日分	19,991 人日分
	2,341 人	2,462 人	2,705 人
放課後等デイサービス	3,100,305 人日分	3,353,180 人日分	3,618,178 人日分
	264,525 人	285,599 人	307,409 人
保育所等訪問支援	15,954 人日分	18,806 人日分	22,348 人日分
	10,374 人	12,209 人	14,445 人
居宅訪問型児童発達支援	5,134 人日分	6,018 人日分	7,578 人日分
	1,010 人	1,193 人	1,454 人

○障害児入所支援

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型障害児入所施設	5,205 人	5,230 人	5,244 人
医療型障害児入所施設	4,056 人	4,109 人	4,163 人

○障害児相談支援

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	130,093 人	142,751 人	156,564 人

○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーターの配置人数	1,469 人	1,813 人	2,660 人

○発達障害者に対する支援

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発達障害者支援地域協議会の開催回数	84 回	85 回	91 回
発達障害者支援センターによる相談支援件数	145,800 件	146,609 件	168,805 件
発達障害者支援センターの関係機関への助言件数(※)	18,467 件	18,876 件	20,084 件
発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数(※)	19,514 件	19,796 件	20,896 件
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	7,201 件	7,369 件	8,328 件
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	10,472 人	11,305 人	13,565 人
ペアレントメンターの人数	1,781 人	1,932 人	2,551 人
ピアサポートの活動への参加人数	8,193 人	8,701 人	10,751 人

(※) 一部自治体の数値は、発達障害者支援センターの関係機関への助言件数と発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数との和

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2,412 回	2,489 回	2,685 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	18,443 人	18,844 人	19,681 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1,203 回	1,248 回	1,385 回
精神障害者の地域移行支援	1,543 人	1,796 人	2,377 人
精神障害者の地域定着支援	2,939 人	3,325 人	4,212 人
精神障害者の共同生活援助	29,854 人	32,065 人	37,825 人
精神障害者の自立生活援助	1,404 人	1,671 人	2,211 人

○相談支援体制の充実・強化のための取組の実施

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援	996 市町村	1,034 市町村	1,281 市町村
地域の相談支援体制の強化			
指導・助言件数	45,779 件	47,177 件	51,671 件
支援件数	7,204 件	7,498 件	8,393 件
実施回数	12,515 回	12,871 回	16,305 回

○障害福祉サービスの質を向上させるための取組

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	1,248 市町村	1,259 市町村	1,382 市町村
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	781 市町村	824 市町村	1,087 市町村
指導監査結果の関係市町村との共有	360 都道府県等	365 都道府県等	376 都道府県等